

保税蔵置場の許可要件である「保税蔵置場の業務を遂行するのに十分な能力」（関税法第43条第8号）（以下「業務遂行能力」といいます。）について、「わかりにくい」といった声が寄せられていました。これを踏まえ、保税制度の利活用促進等に向けて、申請者に求める業務遂行能力の明確化を図りました。
(2025年10月12日施行)

業務遂行能力（人的要件）の明確化

蔵置貨物の種類・貨物取扱量・業務内容に基づいて、申請者が**次に掲げる知識・能力を十分に有していることを許可の要件**とします。

なお、保税工場及び保税展示場の申請者や、総合保税地域の貨物管理者もこれに準じます。

- ① 保税蔵置場の業務を行う上で必要な法令等についての知識
- ② 確実な記帳・帳簿の保存を行うことができる能力
- ③ 法令等に基づき、外国貨物等について搬入、蔵置、取扱い、搬出の各段階における業務を適正に処理すること及び税関手続を適正に履行することができる能力
- ④ 施設的要件（関基43-1(3)）※を満たす施設において、社内管理規定に基づき、保税地域における貨物の亡失等を防止し、外国貨物の適切な保全を図るための体制、業務手順、手続等を確保できる能力



※貨物の亡失等を防止し、外国貨物の適切な保全を図るための体制が確保できる施設であることが求められるよ。
例えば…CYや野積場等は、障壁・照明・施錠可能なゲートを設置すること
CFSや倉庫等は、出入口や窓、その他の侵入ができる箇所が施錠可能であること

保税Tips

Vol.7

～業務遂行能力の明確化～



業務遂行能力が十分にあるかどうか、具体的にどうやって審査するの？

原則として、社内管理規定（CP）で定めた**貨物管理責任者からのヒアリング**等により行います。また、従業者の業務遂行能力については、社内教育の実施状況の確認等により行います。

ただし、通販貨物の蔵置を予定している場合には、貨物管理責任者に加えて **実際の業務に携わる従業者からもヒアリング等を実施し、社内管理規定に定めた詳細な手順等の実効性を確認します。**

なお、通販貨物を蔵置する総合保税地域の貨物施設（関基62の8-3）もこれに準じます。

貨物管理責任者等へのヒアリング内容（例）

保税地域の収容能力（面積）を
変更する場合には、
どのような手続きが必要でしょうか。

（関係法令等）関税法第44条、関基44-2

関税法等に違反した場合、どのような
行政処分があるでしょうか。
また、違反となるのは、どのような行為
でしょうか。

（関係法令等）関税法第48条、関基48-1

帳簿に記載する必要がある事項は何でしょうか。
また、記載のタイミングはいつでしょうか。

（関係法令等）関税法施行令第29条の2

貨物の搬出入の際に異常があった場合、税関に
連絡することになっていますが、具体的に
どのようなときに連絡する必要があるでしょうか。

（関係法令等）関基34の2-1

【関係通達】

- ・ 関税法基本通達43-1（保税蔵置場の許可の基準）
- ・ 関税法基本通達61の4-9（保税蔵置場についての取扱いの準用）：保税工場
- ・ 関税法基本通達62の7-3（保税蔵置場及び保税工場についての取扱いの準用）：保税展示場
- ・ 関税法基本通達62の8-3（総合保税地域の許可の基準）



保税制度のHPも
見て欲しいワン！

